

生徒会総則

第1章 総則

- 第1条 本会は七尾東部中学校生徒会と称します。
- 第2条 本会の事務所は七尾市藤野町1番地七尾市立七尾東部中学校内におきます。
- 第3条 本会は全会員が有意義な生徒生活を送るために、お互いに協力し学校と家庭並びに地域社会と連携してよき校風の樹立と昂揚を図ることを目的とします。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行います。
1. 学級生徒会活動、町別生徒会活動、部活動の推進。
 2. 学校行事に対する積極的協力。
 3. 学芸、体育の奨励、レクリエーション、環境の整備、出版報道、社会奉仕に関する行動や活動。
 4. 正しい世論の喚起と生徒相互の親睦増進。

第2章 組織

- 第5条 本会は七尾東部中学校生徒並びに教職員をもって組織します。
- 第6条 本会は下部組織として学級生徒会、町別生徒会、部活動、キャプテン会議、応援団をもちます。
- 第7条 前条の下部組織について別に定めます。

第3章 機関

- 第8条 本会は最高意思決定機関として総会をおき、総会に次ぐ決議機関として議会をもちます。
本会には執行機関として執行委員会をおきます。
- 第9条 前条の各機関につき別に会議規則を定めます。

第1節 総会

- 第10条 総会は全員で構成されます。
- 第11条 本会は原則として毎年4月と10月に定期総会を開き、議会・執行委員会が認めたととき、又は全会員の3分の1以上の要求があったとき臨時総会をひらくものとし会長がこれを召集します。
- 第12条 総会の議長・副議長は、生徒議会の議長・副議長が兼ねるものとします。
- 第13条 次の事項は総会で決定又は承認されねばなりません。
1. 事業経過報告
 2. 事業方針並びに計画内容
 3. 予算
 4. 決算及び監査報告
 5. 会則の修正
 6. その他重要事項

第2節 議会

- 第14条 議会は学級生徒会を代表する1名の議員をもって組織します。
- 第15条 議会は毎月1回以上定められた曜日に定期議会を開き、執行委員会が必要と認めたととき及び議員の4分の1以上の要求があったとき臨時議会を開くものとし会長がこれを召集します。
- 第16条 議会は次の事項を審議議決します。
1. 総会が決定した事業方針並びに計画にもとづく諸行事
 2. 総会に提出する議案及び報告
 3. 会員の希望意見
 4. 委員会に関する批判報告
 5. その他必要な事項
- 第17条 議会に議長1名・副議長1名がおかれ議員の互選によって選出されます。
- 第18条 議会は特別の議案を審議するため及び特別の行事を実行するためその議決によって特別委員会を設けることができます。

第3節 執行委員会

- 第19条 執行委員会は会長・副会長・書記・会計及び会長より任された委員長をもって組織し、必要に応じてこれを開き会長が召集します。
- 第20条 執行委員会は次の事項を執行します。
1. 総会及び議会の議決した事項。
 2. 総会並びに議会に提出する議案や報告書の作成。
 3. その他日常活動。
- 第21条 執行委員会は必要に応じて学級生徒会長、部活動の長、町別生徒会長を召集して審議をし、執行指示することができます。

第4節 常任委員会

- 第22条 本会に次のような常任委員会がおかれ、執行委員会の活動を分担します。
- 1 学芸委員会、新聞委員会、校風委員会、整備委員会、体育委員会、エコ委員会、保健委員会、給食委員会、図書委員会、交通安全委員会、放送委員会
 - 2 各常任委員会は執行部担当の委員長及び学級生徒会より選出された委員をもって組織します。
 - 3 各常任委員会は原則として、副委員長2名、書記2名をおき委員の互選によって選出します。
 - 4 副委員長は執行委員会に出席することができます。但し表決には参加できません。
 - 5 各常任委員会は次に掲げた任務を執行します。
1. 学芸委員会は私の主張、文化祭等の文化的行事を行います。また、ポスター等の掲示をします。
 2. 新聞委員会は新聞や文集の発刊、かべ新聞の作成、ニュース、写真の掲示等をします。
 3. 校風委員会は日常生活の規律、安全、風紀等の仕事にあたります。
 4. 整備委員会は校舎内外の美化に努め、清掃・整頓に関する仕事や、清掃用具の管理、修繕に関する仕事をします。
 5. 体育委員会は体育的行事を行い、運動用具の管理にあたります。
 6. エコ委員会は、エコキャップの収集を呼びかけなど、校内でのエコ活動を行うとともに、学校内での活動を主としたボランティア活動に努めます。
また、教室の観葉植物・花壇の整備および観葉植物の水やりに努めます。
 7. 保健委員会は定期測定及び保健衛生、清潔指導に努めます。
 8. 給食委員会は給食の指導・能率化に努めます。
 9. 図書委員会は図書室の本の整理、本の貸し出しや図書利用の奨励普及にあたります。
 10. 交通安全委員会は学校内外の交通道德の指導にあたり、交通安全を推進します。

第4章 役員

第23条 本会の役員は会長1名、副会長男女各1名、書記男女各1名、会計2名とします。

第24条 役員の任務は次のとおりです。

会長 本会を代表し総会、議会、役員会、執行委員会を召集し、会の仕事の統一をします。

副会長 会長をたすけ会長事故ある時は代理し各部、町別生徒会に連絡をはかり、投書箱の管理をします。

書記 下記のような本会の庶務に従事します。

1. 本会の会則及び附則の修正
2. 役員・議員・委員・部活動の長、町別生徒会長の名簿
3. 議会、総会の会議録
4. 生徒会活動の記録
5. 出欠黒板の記録、整理

会計 本会の会計事務を行います。

第25条 役員の任期は半年としますが、再選されれば引き続き留任できます。

役員に欠員があったときの補欠役員の任期は前任者の残り期間とします。

第26条 役員は全会員の3分の2以上の不信任をうけたときは辞任しなければなりません。

第27条 役員の選挙に関しては別にこれを定めます。

第5章 会計

第28条 本会の経費は会費をもってこれにあてます。

第29条 役員会は（会計をのぞく）毎期末会計帳簿の監査を行います。

第30条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

第6章 顧問

第31条 本会には学校より任命された顧問教職員を若干名おきます。顧問教職員は各会議に出席して助言、指導をします。

第32条 学校長は生徒会活動のいかなる問題に対しても最高決定権をもちます。

第33条 会則の修正は議会の3分の2以上の多数決によって承認され、更に総会において全会員の4分の3以上の可決によって成立します。

第34条 本会則は平成4年2月1日より施行されます。

- 附 則
1. 平成22年4月1日一部改正
 2. 平成25年4月1日一部改正

生徒会役員選挙規程

第1条 本規程は、生徒会会則第4章第27条に基づいて制定されたものである。

第2条 この規程は、生徒会会則第4章第23条の生徒会役員の選挙に適用するものである。

第3条 選挙管理委員会は、学級生徒会を代表する1名の委員をもって組織し、任期は1年間とする。

第4条 選挙管理委員会には、委員長1名、副委員長1名、書記2名をおき、委員の互選とする。

第5条 選挙管理委員会は次のことを行う。

1. 選挙に関する日程と公示
2. 立候補の受け付けと発表
3. 立会演説会
4. 投票及び開票の結果の発表
5. 選挙違反に関する処置
6. その他、選挙に必要な事項

第6条 被選挙権は、本校生徒会全員にあり、立候補者は10名以上の推せん人（推せん責任者を含む）を所定の用紙に記入した立候補届けを、公示期間中に、選挙管理委員長まで提出しなければならない。

第7条 選挙権は、本校生徒並びに教職員全員に与えられる。

第8条 選挙管理委員会より立候補が認められた立候補者は、次の規則に従って選挙運動することかできる。

1. 運動する期間は、立候補届けが受理された時から、投票日の前日までとする。
2. 始業前、休み時間、放課後等を利用し、学習に差支えない範囲で活動する。
3. ポスターは、選挙管理委員会より渡された生徒会印のついた用紙を用い、他の用紙は使用できない。ポスターの数は、選挙管理委員会で決定する。
4. 立候補者の不利益になるようなデマは流してはならない。
5. 応援者は一会員として選挙運動を行う。
6. その他、選挙管理委員会の禁止した選挙運動をしてはならない。

第9条 投票は無記名投票とし、選挙管理委員会の定める場所で、定められた用紙で行う。

第10条 開票は投票終了後、投票箱を選挙管理委員が、定められた場所に運搬して、委員で行う。

第11条 立候補者は、原則として開票立会人1名を開票の際に立会わせることができる。

第12条 有効・無効票の判定は、開票立会人の意見を聞き、委員会の票決によって決定する。票決が同数の場合は、委員長が決定する。

第13条 当選は、全有効数のうち多数を得た者を、学校長の任命をもって当選者とし、学校長より任命書を授与する。投票が同数の場合は、抽選とする。

補欠役員は次点者とし、次点者がいない時は選挙によって決定する。

第14条 選挙管理委員は、一切の選挙運動をしてはならない。

第15条 この規程は、平成4年2月1日より施行し、その修正は、生徒会会則に準ずるものとする。

- 附 則
1. 平成9年10月20日一部改正